

私たちは今回5つの準備書面を提出しました。
第4準備書面は他の概要を整理したものです。他の準備書面について説明していきます。

第1 第5準備書面について

第5準備書面は、合憲性審査の判断枠組みについて反論したものです。

被告は緩やかな審査で足りると主張します。

しかし、被選挙権の重要性や、代表者を選ぶ人となれる人が同じであることを求める民主主義の理念などから、国会が年齢を自由に設定できるとすることは誤りです。

若者の被選挙権を剥奪する規定の合憲性は厳格に判断されるべきです。

第2 第6準備書面について

次に第6準備書面では、海外調査に基づく主張を行っています。

先進国、特にOECD加盟国では引き下げ傾向が顕著です。約90%の国が下院の立候補年齢を18～21歳まで引き下げています。

25歳以上とする国は、日本の他に、アメリカ、ギリシャ、イタリアしかありません。しかもこれらの国々は改正が難しい憲法で年齢を定めています。国会で容易に改正が可能な法律で25歳を維持している国は日本だけです。

世界的には、国民主権の理念の下、被選挙権年齢を引き下げ、選挙権年齢と一致させようとする世界的な流れが確立しています。

つい最近18歳に引き下げた韓国では、政治的判断能力を有する有権者の立候補制限は、民主主義精神に照らし厳格に判断されるべきであると指摘されていました。

海外での議論や法改正の流れからすれば、現代においてなお25歳とすることに合理性を見出すことはできません。

第3 第7準備書面について

第7準備書面は、東京大学の齋藤准教授による調査結果を踏まえた主張です。

調査から、次の2点が分かりました。

1つ目は、人々は、高齢の候補者よりも、10代を含む若者を支持している点です。特に、若い回答者は、若い候補者を支持する傾向が顕著です。

2つ目は、全世代の過半数が被選挙権年齢の引き下げを支持しているという点です。

これまで被告は、社会経験から得られる思慮や分別を重視し、若い人たちに被選挙権を認めないことには合理的理由があると主張してきました。

しかし、この調査結果は、被告の主張が根拠のない偏見や思い込みに基づいているだけでなく、その偏見が国民の認識とも矛盾していることを明らかにしました。

第4 第8準備書面について

第8準備書面では、地方自治法上の町村総会制度を踏まえた補充主張と、請求原因事実の追加について説明しています。

地方自治法は、住民自治原則のもと町村総会制度を設けています。そして町村議会と同じ権限を与えています。

町村総会には18歳になれば参加できます。条例制定等の政治的決定も可能です。

市は町村と同じ基礎自治体です。つまり、市町村議会では18歳が政治参加のベースラインとされています。

市町村議会の25歳の法定年齢は、このベースラインと矛盾します。そのため合理性・必要性を欠いています

また、平等原則の点でも問題が生じてます。町村総会の設置の有無で、同じ市町村住民でも政治参加につき差別的取り扱いが生じているからです。

第5 全体の主張の整理

原告が行った主張の全体構造です。赤字部分が、今回新たに主張した内容です。

まず権利侵害に基づく主張の整理です。立法裁量と判断枠組みは第5準備書面で、年齢設定の合理性については第6から第8準備書面で主張しました。

平等原則違反の新請求原因については、判断枠組と合理性について第8準備書面で主張しています。

第6 最後に

18歳でニュージーランドの地方議会議員に当選したソフィーさんはこう言います。

「政治家になるために、年齢は大きな問題ではないと思います。大切なのは、多くの人々の声に耳を傾け、オープンな姿勢で学び続けることです。やってみればすべて乗り越えることができます。それが私の経験です。」

本当にその通りです。若者に「社会経験がない」「思慮分別がない」というのは、単なる思い込みや偏見にすぎません。今回出した証拠がそのことを明らかにしています。

不当な偏見による主権の剥奪や差別はもう終わりにすべきです。裁判所には、法と証拠に基づいた判断をしていただきたいと思っています。

以 上